



TNFD開示の現状と ネイチャー・ポジティブに向けた方向性

タイムテーブル

1400：開始挨拶

1405：プレゼンテーション

1445：QA

1455：閉会挨拶

1500：終了

WWF ジャパンセミナー
TNFD開示の到達点と次のステップ
2025/12/8

「開示すること」にフォーカスがあたり、トレーサビリティの確保や、自然へのマイナスインパクト回避・軽減に向けた目標設定が遅れている

→ TNFD開示が求められる背景には、企業の実質的な取り組み状況を確認したいというステークホルダーのニーズがある

→ TNFDによる多数のガイダンスがある一方、日本企業の特色や開示が初期段階であることを踏まえると、開示すべきポイントが見えにくい

TNFD キー ポイントに基づくベンチマーク調査結果の公開



日本企業の開示初期に特に注目してほしい点をWWFジャパンの視点で4点抜き出し、「TNFD キー ポイント」としてまとめた

キー ポイント 1 :

TNFDで開示するマテリアリティの選択

キー ポイント 2 :

4つの自然関連課題の特定、評価、および優先地域の特定

キー ポイント 3 :

ミティゲーション・ヒエラルキー

(マイナスインパクト回避の優先)

キー ポイント 4 :

IPLC (先住民族と地域社会) と、影響を受ける

ステークホルダー



ベンチマーク調査 クライテリア例 (キーポイント3)



クライテリア

A. キーポイント2で特定されたそれぞれの自然へのマイナスインパクトの優先順位付けに基づき、マイナスインパクトを回避・軽減するためのコミットメントがあり、コミットメントに基づく回避、軽減に関する取り組みと開示がある。



かつ；

B. キーポイント2で特定されたリスク・機会への対応として優先順位が高い再生・補償を実施し、開示している。



キーポイント2で特定されたそれぞれの自然へのマイナスインパクトの優先順位付けに基づき、優先順位の高いものについてマイナスインパクトを回避・軽減するためのコミットメントがあり、コミットメントに基づく回避、軽減に関する取り組みと開示がある。



キーポイント2.1 直接操業あるいはキーポイント2.2 バリューチェーンで特定された自然へのマイナスインパクトの一部を回避・軽減するためのコミットメントがあり、そのマイナスインパクトについて回避、軽減に関する取り組みと開示がある。



キーポイント2における自然関連のマイナスインパクトの特定に関わらず、何らか自然へのマイナスのインパクトの回避または軽減に関する事例が開示されている。



再生・補償措置などの機会に関する記載の有無に関わらず、自然へのマイナスのインパクトを回避または軽減するための事業活動の記載がない。

ベンチマーク調査結果

★★★★	2社
★★★	15社
★★	38社
★	10社
☆	0社



n=65社

キーポイント 1 (報告書 P.10–13)： TNFDで開示するマテリアリティ選択



キーポイント 1では、採用したマテリアリティが明示されているかを確認

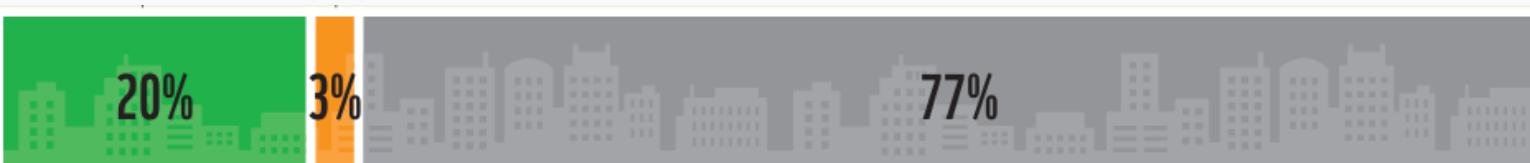
採用したマテリアリティの明示は「TNFDの一般要件 1.」とされている
一方で、一般要件の開示を行っていた企業は限定的

★★：ダブルマテリアリティ（財務・インパクトマテリアリティ）の採用を明記

★：シングルマテリアリティ（財務マテリアリティ）の採用を明記

☆：採用したマテリアリティの記載なし

ベンチマーク調査結果



n=65社

★★	13社
★	2社
☆	50社

キーポイント2：

4つの自然関連課題の特定・評価、および優先地域の特定



キーポイント2では以下の内容を確認

- ・自然に対する「依存、影響、リスクと機会」をどのように分析しているか
- ・優先地域をどのように特定しているか

場所の分析におけるTNFDの認識

- ・原材料の生産・採掘段階において自然との依存、影響が大きくなる傾向

直接操業とバリューチェーンの上流・下流での取り組みの優先順位は企業によって異なる

→ 直接操業とバリューチェーンでクライテリアを分けて確認

キーポイント 2-1：直接操業

- 直接操業では依存・影響の分析にすぐに取り掛かることが可能
- データツールと場所の情報を照合するだけでなく、自社のインパクト要因から依存・影響の関係を分析し、リスクと機会を特定したうえで優先地域の特定と、自社の影響を回避する取り組みを進めていくことが求められる

ベンチマーク調査結果



n=65社

★★★★★	1社
★★★	25社
★★	19社
★	17社
☆	3社

キーポイント2-2：バリューチェーンの上流と下流

トレーサビリティ情報の不足により、場所に基づいた分析が進まない企業が多くた

キーポイント2-2ではトレーサビリティ確保に向けた活動があるかを確認しており、例えば以下の方針や目標があれば☆☆としている

- ・持続可能な調達方針、サプライヤー調達方針、コモディティごとの調達方針等
- ・トレーサビリティ確保の目標等

ベンチマーク調査結果



n=65社

★★★★	0社
★★★	12社
★★	25社
★	19社
☆	9社

ネイチャーポジティブに向けては、まずマイナスインパクトの回避・軽減から自社による影響の回避・軽減の記載がないまま回復・再生の記載だけあっても★の数が高まらない評価軸とした

マイナスインパクト回避・軽減のためのコミットメント

- マイナスインパクトへの対策はスポットで実施するのではなく、方針に基づいた数値目標を立てるなど、体系的に機能していることが重要
- 節水や森林破壊ゼロなど、TNFDが始まる前からの目標を転記している企業が大半

ベンチマーク調査結果



n=65社

★★★★★ (5 stars)	2社
★★★★ (4 stars)	15社
★★★ (3 stars)	38社
★★ (2 stars)	10社
★ (1 star)	0社

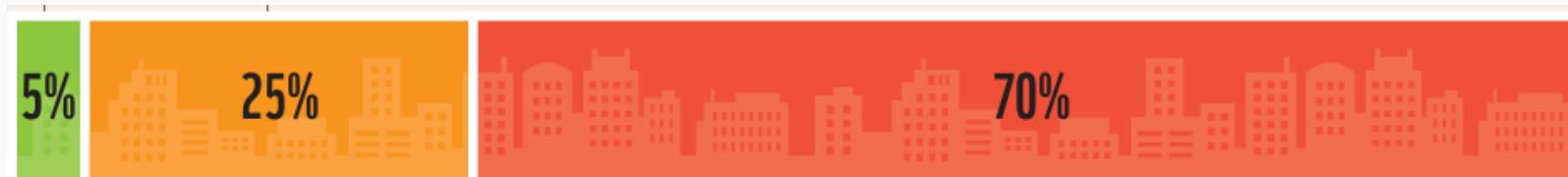
キーポイント4の結果

- 対象企業全てが人権に関する一般的な国際規範には賛同を示していた (★)
- 苦情処理窓口へのアクセス対象者を絞らず、人権デューデリジェンスがバリューチェーンの最上流まで対象に入っていることを確認 (★★)

先住民族・地域社会(IPLC)へのエンゲージメント (★★★～)

- IPLCが持つ自然への知見を事業活動の継続性に活かす
- 原材料の生産者に対する農法指導などを通じ、生計向上、単位面積当たりの収穫量の増加を目指すなど
→ エンゲージメントに向けてもトレーサビリティ確保が必要

ベンチマーク調査結果



★★★★★	0社
★★★	3社
★★	16社
★	46社
☆	0社

まとめ



- ・ 自然との依存、影響の分析は、トレーサビリティの確保から始めないと進まない
- ・ 自然へのマイナスインパクトを特定し、それを軽減・回避するための方針を策定し取り組みを進める
- ・ 既にある情報をTNFDにあてはめた開示から次に進むことが期待される



今後、WWFジャパンが注目している点



自然に対するマイナスインパクトの回避・軽減に向けたポイント

- コミットメントの質
(例：× 合法性の確認だけ ○森林破壊ゼロの確認)
- コミットメント達成に向けた時間軸
(例：森林破壊ゼロ100%を「×2050年まで ○2030年まで」)
- ターゲットに対する測定指標の適切性
(例：森林破壊ゼロ目標に対し、合法木材調達量を指標にしている)
- 進捗の開示
(例：森林破壊ゼロ100%を目指しているが、現在の割合が分からぬ)



together possible™



Working to sustain the natural
world for the benefit of people
and wildlife.

together possible™

panda.org

ご質問などあればいつでもお問い合わせください。

sustainable.finance@wwf.or.jp

キーポイント 1 (報告書 P.10–13) – クライテリア： TNFDで開示するマテリアリティ選択



ダブルマテリアリティ・アプローチを採用する旨を記載している。



財務的マテリアリティ・アプローチに限定して採用している旨の記載がある。



どのマテリアリティ・アプローチを採用したか記載がない。

キーポイント 2 (報告書 P.14-27) – クライテリア： 依存、影響、リスクと機会の特定・評価、および優先地域の特定



キーポイント 2 – 1：直接操業



A. 依存経路とインパクト経路の分析に基づき、4つの自然関連課題が特定されている。

かつ；

B. 4つの自然関連課題の特定結果に基づき直接操業のマテリアルな地域が開示されている。

かつ；

C. 直接操業の要注意地域が開示されている。



直接操業の主要かつある程度網羅的な拠点において依存経路やインパクト経路の一定の分析に基づき、4つの自然関連課題が特定・開示され、依存とインパクトの存在する場所を開示している（該当する場所が多い場合、割合等場所数での開示も可。例：依存とインパクトの存在する場所数と直接操業の全拠点数の両方を開示）。



直接操業の主要な拠点が示され、依存経路やインパクト経路の一定の分析がなされ、4つの自然関連課題が特定・開示されている。

A. 直接操業について一部でも LEAP による分析が行われている。

または；



B. 直接操業における自然関連の依存、インパクトの決定に向けた検討の結果、評価すべきとした事業を開示している（公開されている分析ツールなどの利用結果と、直接操業のインパクト要因との対比が行われている）。



A. 直接操業における特定した依存、インパクト、リスクと機会（4つの自然関連課題）が開示されていない。

または；

B. 公開されている分析ツールなどを用い4つの自然関連課題が特定・開示されてはいるが、業種レベル等の一般的な分析のみで、自社事業との関係まで分析されていない。

キーポイント 2 (報告書 P.14-27) – クライテリア： 依存、影響、リスクと機会の特定・評価、および優先地域の特定



キーポイント 2-2：バリューチェーンの上流と下流

A. 評価としたバリューチェーンの要素全てにおいてバリューチェーンでの依存経路とインパクト経路の分析に基づき、4つの自然関連課題が特定されている。

かつ；



B. 4つの自然関連課題の特定結果に基づきバリューチェーン上のマテリアルな地域が開示されている。

かつ；

C. バリューチェーン上の要注意地域が開示されている。

A. 評価対象としたバリューチェーンの要素の一部に関して、優先地域の候補となる場所でのLEAPアプローチや、自社で策定した基準に基づく依存やインパクトの診断を行い、何らかの自然関連リスクを特定している。

かつ；

B. Aで特定された自然関連リスクを踏まえて、優先地域の一部を特定している。



A. 評価対象としたバリューチェーンの要素の一部に関して原材料調達方針の運用、サプライヤーに照会を進める、または認証制度を使うなど、何らかの方法で一部のバリューチェーンをたどり始めている。

かつ；

B. 優先地域の候補となる場所を一部特定・開示している。



A. バリューチェーンにおいて一部でもLEAPによる分析が行われている。
または；

B. バリューチェーンに関連する自然関連の依存、インパクトの決定に向けた検討の結果、評価すべきとしたバリューチェーンの要素(一次産品、製品、地域、プロセス等)を開示している。あるいは、公開されている分析ツールなどの利用結果と、バリューチェーンの観点から自社事業のインパクト要因との対比が行われている。



A. バリューチェーンにおける4つの自然関連課題が開示されていない。

または；

B. 公開されている分析ツールなどを用い4つの自然関連課題が特定・開示されてはいるが、業種レベル等の一般的な分析のみで、自社事業のバリューチェーンとの関係まで分析されていない。

キーポイント3 (報告書P.28-33)－クライテリア： ミティゲーションヒエラルキー(マイナスインパクト回避の優先)



A. キーポイント2で特定されたそれぞれの自然へのマイナスインパクトの優先順位付けに基づき、マイナスインパクトを回避・軽減するためのコミットメントがあり、コミットメントに基づく回避、軽減に関する取り組みと開示がある。



かつ；

B. キーポイント2で特定されたリスク・機会への対応として優先順位が高い再生・補償を実施し、開示している。



キーポイント2で特定されたそれぞれの自然へのマイナスインパクトの優先順位付けに基づき、優先順位の高いものについてマイナスインパクトを回避・軽減するためのコミットメントがあり、コミットメントに基づく回避、軽減に関する取り組みと開示がある。



キーポイント2.1 直接操業あるいはキーポイント2.2バリューチェーンで特定された自然へのマイナスインパクトの一部を回避・軽減するためのコミットメントがあり、そのマイナスインパクトについて回避、軽減に関する取り組みと開示がある。



キーポイント2における自然関連のマイナスインパクトの特定に関わらず、何らか自然へのマイナスのインパクトの回避または軽減に関する事例が開示されている。



再生・補償措置などの機会に関する記載の有無に関わらず、自然へのマイナスのインパクトを回避または軽減するための事業活動の記載がない。

キーポイント4 (報告書P.34-37) - クライテリア： IPLC(先住民族と地域社会)と、影響を受けるステークホルダー



直接操業及びバリューチェーンを全体的にカバーし、マテリアルな自然関連課題を有する
と特定された地域および／または要注意地域において、自然関連課題について先住民族、
地域社会と影響を受けるステークホルダーと積極的にエンゲージメントしている地域の割
合の開示がある。

A. 直接操業及びバリューチェーンを全体的にカバーし、マテリアルな自然関連課題を有す
ると特定された地域および／または要注意地域において、先住民族、地域社会及び影響
を受けるステークホルダーがいる地域を特定するプロセスが開始され、そのプロセスに
についての説明がされている。

かつ；

B. 特定された地域でエンゲージメント・プロセスが実施され、その内容が記載されている。



直接操業及び、最低限上流のバリューチェーンをカバーし、先住民族、地域社会及び影響
を受けるステークホルダーをグリーバンスマカニズム及び人権デューデリジェンス範囲に
含む旨の開示がある。



先住民族の権利に関する国連宣言、国連ビジネスと人権に関する指導原則、影響を受ける
ステークホルダーに適用される国際的に認められた人権などの国際的な規範に賛同してい
る旨の開示がある。



人権に関する記載がない。